

# 正念場の TPP 交渉と日本の対応： 合意への道筋

馬田 啓一 *Keichi Umada*

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

杏林大学 教授

## 要約

- ・ TPP 交渉は関税撤廃、知的財産、国有企業、環境の 4 分野が難航しており、米国の要求に他の参加国が強く反発するという対立の構図が目立つ。
- ・ 交渉の成否を決めるカギは、米国がどこまで柔軟な姿勢を取れるかだ。米国が強硬姿勢を続ければ、TPP 交渉は着地点が見出せず、漂流する。
- ・ オバマ政権は、高いレベルの TPP 交渉合意により TPA 法案を成立させ、その後に TPP 批准法案を成立させるつもりだ。USTR は、かえって TPA 法案が足かせとなり、交渉の柔軟性を低下させる結果となっている。
- ・ TPP はアベノミクスの成長戦略の軸である。農産物重要 5 項目の一部に踏み込む覚悟が必要だ。農産物の関税維持に固執する姿勢は、農業における競争的な環境整備を打ち出したアベノミクスの成長戦略と矛盾しないか。
- ・ 今年 4 月の日米首脳会談が大きなヤマ場とされたが、共同声明には「前進する道筋を特定した」と記すにとどまり、「大筋合意」の文言は盛り込まれなかった。TPP をめぐる日米協議が実質合意に達したかどうかはヤブの中である。
- ・ 5 月の APEC 貿易相会合(青島)に合わせ TPP 閣僚会合(シンガポール)が開催されたが、大筋合意は見送られた。これにより、11 月の中間選挙の影響で実質的な協議は難しくなり、TPP 交渉の妥結は 2015 年にずれ込む可能性が高まった。

## はじめに

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉が正念場を迎えている。高度で包括的な 21 世紀型の FTA（自由貿易協定）を目指す TPP は、企業の国際生産ネットワークの構築にとって極めて重要である。日本企業の多くがすでにアジア太平洋地域に進出し、サプライチェーン（供給網）の効率化を進めている。アジア太平洋の広範な地域をカバーする TPP を利用すれば、より一層戦略的な事業展開が可能になろう。交渉の成否が日本経済の再生を目指すアベノミクスの成長戦略のカギを握っていると言っても過言でない。

だが、TPP 交渉参加 12 カ国は昨年未の妥結を目指したが、関税撤廃や知的財産権、国有企業規律などセンシティブな問題をめぐる対立が解消されず越年となった。日米の関税協議が膠着し、交渉全体のブレーキとなるなか、4 月の日米首脳会談が一つのヤマ場とされた。しかし、共同声明には「前進する道筋を特定した」と記すにとどまり、「大筋合意」の文言は盛り込まれなかった。TPP 交渉

は漂流してしまうのか。TPP 交渉の成否は他の FTA 交渉にも影響する。TPP 交渉が早期に妥結すれば、日中韓 FTA や RCEP（東アジア地域包括的経済連携）の交渉にも弾みがつく。逆に、TPP 交渉が躓けば、日本が TPP をテコに両交渉で主導性を発揮するという通商戦略のシナリオも狂う。

本稿では、TPP 交渉を中心にアジア太平洋の新たな通商秩序の構築に向けた動きを取り上げ、TPP 交渉の現状と課題、日本の対応などについて論じる。

### 1. TPP は 21 世紀型 FTA モデル

#### (1) WTO 離れとメガ FTA の潮流

企業のグローバル化が進むなか、国際分業は生産工程のレベルとなり、今や原材料の調達から生産と販売まで、サプライチェーンの効率化が企業の競争力を左右する。これが 21 世紀型貿易の特徴である<sup>(1)</sup>。21 世紀型貿易は、国際生産ネットワークの進展によって、貿易と投資の一体化が進み、これまでの枠を超えた新たなルールを必要としている。

21 世紀型貿易ルールは、サプライ

チェーンの効率化を通じて、企業が迅速かつ低コストで製品を生産できるようにすることが求められている。この結果、21世紀型貿易においては、企業の国際生産ネットワークの結びつきを妨げる政策や制度はすべて貿易障壁となった。ルールの重点は、国境措置 (on the border) から国内措置 (behind the border) へシフトしている。

昨年 12 月にインドネシアのバリで開かれた WTO (世界貿易機関) の閣僚会議で、貿易円滑化など 3 分野の部分合意(バリ・パッケージ合意)が成立した。かろうじて決裂は回避されたが、ドーハ・ラウンドの推進力がこれで簡単に蘇るわけではない。WTO の 160 カ国による包括的な交渉は、先進国と新興国・途上国の対立が先鋭化し、もはや合意形成は限界にきている。

主要国は WTO 交渉に対する嫌気から、通商戦略の軸足を FTA に置き、巨大なメガ FTA 締結への動きを加速させている。21 世紀型貿易のルールづくりの主役は、今や TPP、RCEP、日 EU の FTA、米欧間の TTIP (環大西洋貿易投資パートナーシップ) な

どのメガ FTA 交渉にシフトしてしまった。WTO 離れとメガ FTA の潮流は止まりそうもない<sup>(2)</sup>。

## (2) 米国の TPP 交渉：官民連携の構図

メガ FTA 交渉の中で最も先行しているのが TPP 交渉である。現在、12 カ国により 21 分野について交渉が行われているが、交渉を主導するのは米国だ。米政府は TPP を「21 世紀型 FTA モデル」と位置付けて、極めて高度で包括的な FTA を目指している<sup>(3)</sup>。

「WTO プラス」(WTO ルールではカバーされていない分野) のルールづくりに向けて、投資、知的財産権、競争政策、政府調達、環境、労働などのほか、従来の FTA では扱われなかった分野横断的事項(規制の調和、サプライチェーンの効率化など)も追加されている。米国が重視する FTA の構成要素をすべて TPP の交渉分野に盛り込んでいる。

注目すべき点は、米国の TPP 交渉には米産業界の意向が色濃く反映されていることだ。オバマ政権が国家輸出戦略を打ち出してからは、通商

政策の決定プロセスにおいて各業界や企業、団体などの利害関係者（stakeholder）との意見交換を行う場を設け、米産業界の要望を聴取する姿勢を示している。TPA（貿易促進権限）が失効していることも無関係ではない。

米産業界は、TPP のルールがアジア太平洋地域における米国の産業競争力にとって大きな意味を持つと考えている。このため、米国を代表する 108 の大企業や、全米商業会議所、全米製造業協会等の主要業界団体が名を連ねる「米国 TPP ビジネス連合（US Business Coalition for TPP）」は、米政府に対して TPP に盛り込むべき具体的内容を要求するだけでなく、米通商代表部（USTR）に代わって協定の素案づくりも行っている。米国の TPP 交渉は、強力な官民連携を背景としているのである<sup>(4)</sup>。

## 2. TPP 交渉の争点：センシティブィの扱い

### （1）難航する TPP 交渉：米国の要求と他国の反発

TPP 交渉はいくつもの厄介な争点

に直面している<sup>(5)</sup>。とくに難航している交渉分野は、物品市場アクセス、知的財産権、競争政策、環境の 4 分野である。

まず、物品市場アクセス分野では、関税撤廃がどうなるか予断を許さない。日本の農産物 5 項目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖）に限らず、センシティブ品目を抱えている交渉参加国は多い。米国も豪州からの砂糖、NZ からの乳製品、ベトナムからの繊維製品、日本からの自動車などについて関税撤廃の例外扱いを求めており、このエゴが関税交渉を複雑にしている。

日本を除く参加国は、昨年 7 月のブルネイ合会で、段階的に関税を撤廃し最終的に 100%の自由化率を達成するとの合意に達しているが、途中から交渉に参加した日本は農産物 5 項目の関税維持を主張し、対立が続いている。最終的にすべての参加国が自由化率 100%を達成するのか、それとも一部のセンシティブ品目について 10 年超の期間による関税撤廃や関税割当（一定の輸入枠までは無税であるが、枠の上限を超えると高関税を課す）などの例外的な措置

を認めるのが、交渉の焦点となっている。

一方、TPP のルールづくりでは米国と他の参加国の対立が先鋭化している。知的財産権の分野では、WTO の TRIPS (知的所有権の貿易関連側面) プラスの規定づくりを狙う米国が、映画などの著作権の保護期間を 70 年に延長することを要求するのに対し、新興国は著作権料の負担増を懸念して反対。さらに、米国は新薬開発を促すため医薬品の特許期間延長も要求しているが、マレーシアなど新興国は特許が切れた安価な後発薬 (ジェネリック医薬品) の製造が妨げられると猛反発している。

競争政策分野では、国有企業と民間企業の対等な競争条件の確立を要求する米国に対して、国有企業の存在が大きいベトナム、マレーシアなどが反対。しかし、米国は中国を仮想対象国にしているため、補助金や優遇措置などの国有企業規律について強硬姿勢を崩していない。

政府調達分野では、WTO 政府調達協定並みか、それともそれを上回るレベルにするかが争点となっている。とくに地方政府も対象に含めるかを

めぐり対立。マレーシアはブミプトラ政策 (マレー人優遇) の存廃にかかわるため、中央政府についても市場アクセスを認めておらず、米国と激しく対立している。

投資分野では、米国が投資家保護のために ISDS 条項 (Investor-State Dispute Settlement: 投資家対国家の紛争処理手続き) の導入を主張している。投資家が投資受入国の不当な政策によって被害 (財産権の剥奪、それと同等な措置) を受けたとき、国際仲裁機関に提訴できるという条項だが、米企業による濫訴を恐れる豪州がこれに反対している。

環境や労働の分野では、貿易投資の促進のため環境・労働基準を緩和する、いわゆる「底辺への競争」を阻止するため、高い基準を米国が要求。実効性を担保するために紛争解決の対象とするかどうかで新興国と対立している。

原産地規則の分野では、繊維製品について締約国の原糸を使用しなければ原産地証明を受けられないという「ヤーン・フォワード (yarn forward) ・ルール」の採用を主張する米国に対し、中国産の原糸を輸入

するベトナムが反発している。

以上のように、TPP 交渉において米国の提案・要求に他の交渉参加国、とりわけ新興国が強く反発するという対立の構図が目立っている。しかし、その一方ではしたたかな二国間交渉が繰り広げられている。関税撤廃とルールづくりがパッケージになった「ギブ&テイク」の交渉だ。

例えば、砂糖と ISDS 条項をめぐる米豪の攻防では、豪州が砂糖の市場アクセスと ISDS 条項の除外を求め、農業の輸出競争問題（輸出補助金の規律導入など）を持ち出し、米国を牽制している。繊維関税とヤーン・フォワードをめぐる米越の攻防では、ベトナムが米国の繊維製品の関税撤廃を除外する見返りとして、原産地規則で特別扱いを要求している。

日米の間でも、農産物と自動車をめぐり攻防が続いている。日本は事前協議で自動車の関税撤廃を猶予したほか、知的財産権など難航する交渉分野で仲介役を果たすなど米国に協力する姿勢を示すことで、農産物の交渉を有利に進めようとしたが、日本の思惑通りとなっていない。

## （２）オバマの TPP ジレンマ

昨年 10 月、インドネシア・バリで開かれた TPP 首脳会議は、参加国間の溝を政治判断で埋める絶好の機会であった。しかし、財政問題をめぐる米国内の政治的な対立が外交政策にも影響を及ぼす異例の事態となり、牽引役のオバマ大統領の欠席で、「年内妥結」に向けて合意を急ぐ気運は萎んだ。交渉参加 12 カ国はセンシティブな問題をめぐる対立を解消できず、結局、越年となった。

オバマ政権の本音は、越年を避けなかった。米議会が今年 11 月に中間選挙を控えており、再選のために自動車業界など各利害関係者の支援が必要な議員が、党派を超えて交渉の主体である米政府に対して圧力を強めてくるからだ。

難航している TPP 交渉だが、交渉の成否を決めるカギは、米国がハードルの高さをどう設定するか、つまり、どこまで柔軟な姿勢をとれるかだ。ハードルを高くしたまま強硬姿勢を続けても、TPP 交渉の落としどころを見つけられず、妥結は遅れるだけである。近づく中間選挙の影響も避けられず、漂流の可能性が高まる。かといって、

妥結を急ぎハードルを低くすれば、米産業界・議会の反発は必至、米議会に

よる TPP 批准は絶望的となる。これがオバマの「TPP ジレンマ」である。

第 1 表 TPP 交渉の 21 分野

(1) 物品市場アクセス	×	(11) 商用関係者の移動	△
(2) 原産地規則	△	(12) 金融サービス	△
(3) 貿易円滑化	◎	(13) 電気通信サービス	◎
(4) SPS (衛生植物検疫)	◎	(14) 電子商取引	○
(5) TBT (貿易の技術的障害)	◎	(15) 投資	△
(6) 貿易救済	○	(16) 環境	×
(7) 政府調達	△	(17) 労働	△
(8) 知的財産権	×	(18) 制度的事項	○
(9) 競争政策	×	(19) 紛争解決	○
(10) 越境サービス	△	(20) 協力	◎
		(21) 分野横断的事項	○

(注) ◎はほぼ合意、○は実質合意に近い、△は進展、×は見通しつかず (14年 2月現在)

(資料) 経済産業省資料と日本経済新聞にもとづき、筆者作成。

### 3. 米国の TPA 法案：両刃の剣

#### (1) 一枚岩でない米議会

TPP 交渉が妥結しても米議会で批准されるかどうか、現時点では不透明な部分が多い。米議会は「ねじれ」状態にある。2010 年の中間選挙で民主党が大敗を喫し、下院は共和党が多数派となっている。共和党には自由貿易主義者で TPP の推進を主張する議員が多いが、共和党イコール貿易自由化、という従来の図式が崩れ始めている。保守的な主張を掲げる草の根運動「ティーパーティー(茶会)」には反 FTA の空気が強く、その支持を得た共和党議員が TPP 反対に回る可能性が高い。

一方、上院は民主党がかりうじて過半数を維持しているが、民主党の支持基盤は労働組合である。雇用を流出させる FTA への反発が強く、労組寄りの保護貿易主義者の民主党議員は TPP 法案に強硬に反対している。

TPP 批准法案の可決には超党派の支持が必要であり、その成否はオバマ大統領の指導力にかかっている。だが、財政や医療保険改革、シリア問題で失態続きのオバマ政権は弱体

化し、米議会への発言力が低下している。

#### (2) TPA 復活は中間選挙後か

昨年 3 月、オバマ政権は 2007 年 7 月に失効した貿易促進権限 (TPA : Trade Promotion Authority) の復活に向けて議会との協議を始めた。TPA は、米議会が持つ貿易交渉の権限を大統領 (政府) に一任するもの。「ファースト・トラック (fast track)」とも呼ばれ、政府が協定について一括・無修正の承認を議会に求める権利である。TPA を欠いたままではたとえ米政府が TPP 交渉を妥結させても、米議会で部分修正される恐れがある。そのため、TPA の復活は不可欠だ。

上院財政委員会のボーカス委員長は昨年 4 月、TPA 法案を超党派で 6 月までに提出する考えを示した。しかし、その後の調整は難航、財政やシリアの問題など他の重要案件も重なって、法案提出は宙に浮いた。

TPA 法案の提出が遅れた原因の 1 つは、法案の設定をめぐる対立にあった。ボーカス委員長は、貿易自由化により失職した労働者の救済策で



ある貿易調整支援（TAA：Trade Adjustment Assistance）プログラムも TPA と一緒に通そうとしたが、TAA と TPA を組み合わせた法案には共和党が難色を示した。

また、昨年 9 月、超党派の上院議員 60 人が、ルー財務長官とフロマン USTR 代表に対して TPP に為替操作条項を盛り込むよう要請する書簡を提出した。同条項は、意図的に自国通貨を安くしていると認定した国に制裁を課すというもの。背景には、日本の TPP 参加による影響を懸念する自動車業界などの圧力が働いている。米国の産業界では、アベノミクスの大胆な金融緩和は円安誘導だという批判が多い。

今年 1 月、米議会の超党派議員によって TPA 法案（この正式名称は Trade Properties Act of 2014）が提出された。しかし、民主党上院のリード院内総務がすぐさま TPA 法案に反対を表明するなど、議会には反対も根強く審議は予断を許さない。11 月の中間選挙を控え、議員の間には TPA への賛成をためらう空気が漂っている。そのため、TPP 早期妥結のカギと見られていた TPA 法案も、中

間選挙が終わるまでは取り上げられないであろう。

TPA 法案が TPP 交渉に及ぼす影響は、まさに両刃の剣だ。TPA の失効は大きな懸念材料であっただけに、可決すればオバマ政権にとって追い風となる。しかし、TPP 反対派に配慮し、交渉への議会の関与を強めた法案であり、為替操作や国有企業、知財権保護などについて米国の主張に沿った TPP 合意を条件とした法案は、交渉参加国の新たな反発を招いている。

オバマ政権は当初、TPP 交渉を加速させるため TPA の復活に動いたが、その後、米国内の政治事情によって TPA 法案成立と TPP 交渉合意との順序が逆転してしまった。オバマ政権は、ハードルの高い TPP 交渉合意により TPA 法案を成立させ、TPP 批准法案を成立させるつもりだ。USTR は TPA 法案が足かせとなって身動きが取れなくなり、交渉の柔軟性を著しく低下させる結果となっている<sup>(6)</sup>。

#### 4. TPP とアベノミクスの成長戦略

##### (1) TPP は成長戦略の軸

アベノミクスの成長戦略にとって、TPP 交渉妥結は喫緊の課題である。TPP は高成長を遂げているアジア太平洋地域の活力を取り込み、日本経済を持続的な成長軌道に乗せる重要な手段となっているからだ<sup>(7)</sup>。TPP への参加は日本企業にとって大きなビジネス・チャンスである。中長期的に人口減少で日本の国内市場は縮小していくと言われるなか、海外市場の獲得に活路を見出すべきである。21 世紀型貿易ルールが確立すれば、サプライチェーンの効率化が可能となり、日本を拠点とした国際生産ネットワークの構築も一段と加速することが期待される。

だが、昨年 6 月に発表された成長戦略に対する評価は、「期待外れ」と厳しい。法人税率の引き下げや規制緩和のポイントとなる改革項目が先送りされたからだ。とくに、規制改革は成長戦略の一丁目一番地とされているのに、農業や医療、雇用における岩盤規制の緩和が積み残されたままだ。「第 3 の矢」はいまだ放たれ

ていない。

今年 6 月に成長戦略の追加策が打ち出されるが、その目玉とされる TPP が躓けば、アベノミクスに期待して日本買いを進めてきた海外投資家の評価が一変、失望に変わる恐れもある。農産物 5 項目が日本の TPP 交渉を難しくしているが、TPP はアベノミクスの成長戦略の軸である。TPP 交渉が妥結しなければ、安倍政権にとって大きな痛手となる。

##### (2) 関税固執は農業の競争力強化と矛盾

TPP 交渉妥結に向けて、日本だけが「無傷で済む」とは誰も思っていないだろう。農産物 5 項目の一部に踏み込む覚悟が必要である。だからと言って農業の保護を止めるわけではない。日本の農業はジリ貧に陥っている。TPP 参加を好機と捉え、これまで先送りしてきた農政改革を断行すべきでないか<sup>(8)</sup>。減反（生産調整）を廃止し、農業保護の手段を価格支持（関税）から所得補償（直接支払い）に段階的に切り換えていくべきだ。農業担い手の確保、農地集積による大規模化、農業の成長産業

化など、農業再生に向けた取り組みも待たなしである。「農協栄えて、農業減ぼす」といったブラック・ユーモアが流行るなか、農協にも改革のメスを入れるべきだ。

安倍政権は TPP 交渉への参加表明とともに、農業の競争力強化を打ち出した。農業を成長分野と位置付け、農産物の輸出拡大を図るなど「攻めの農業」を目指している。しかし、TPP 交渉において農産物の関税維持に固執する姿勢は、農業における競争的な環境整備の推進を打ち出したアベノミクスの成長戦略と本質的に矛盾してはいないか。成長戦略に関して国内政策と対外政策の間に一貫性がない。この内外政策の矛盾が、日米協議を難航させた一因といえる。

## 5. 正念場の TPP 交渉：妥結か、漂流か

### (1) TPP は日本の FTA 戦略の試金石

日本のメガ FTA 交渉はワンセットで捉えなければならない。そもそも TPP 交渉参加に向けた日本の動きが、中国や EU を刺激して日中韓 FTA

や RCEP、日 EU・FTA の交渉につながった。2011 年 11 月、野田政権が TPP 交渉参加に向けて関係国との協議入りを表明したとき、経済連携の流れは日本に有利に働くかに見えた。米国主導の TPP 交渉に日本が参加すると見て、中国と EU は焦って日本との FTA 交渉を急いだからである。しかし、その後、政府による国内調整の遅れから TPP 事前協議が進まず、TPP 交渉参加の時期は大幅に遅れた。この足踏みが日本の FTA 戦略を後退させた。

日本はいまその同じ轍を踏むのか。TPP 交渉は、相乗効果により他の FTA 締結に向けた日本の交渉力を強める大きなテコになる。TPP 交渉が決着すれば、TPP 交渉に参加していない中国を刺激し、日中韓 FTA と RCEP 交渉に弾みがつく。しかし、逆に TPP 交渉が漂流すれば、日中韓 FTA も RCEP も交渉が停滞する恐れがある。TPP をテコに日本が両交渉で主導性を発揮するというシナリオが崩れかねない。そうならば笑うのは中国である<sup>(9)</sup>。

さらに、EU との FTA 交渉にも影響する。TPP に対抗して、昨年 6 月

に米国との間で TTIP 交渉を開始した EU は、対米交渉を優先、対日交渉への盛り上がりはいま一つだ。TPP 交渉が漂流すれば、TTIP の方が、日 EU・FTA より先に合意する可能性もある。

## (2) 日米協議の攻防：実質合意はヤブの中

正念場を迎えた TPP 交渉、先行きに暗雲が漂う。今年 2 月にシンガポールで閣僚会合を開いて着地点を探したが、合意は見送られた。最大の原因は、域内 GDP の約 8 割を占める日米の関税協議にある。昨年 2 月の日米首脳会談で「米国は自動車、日本は農産物にセンシティブティがある」ことを認め合ったと主張する日本に対して、米国はセンシティブティを認めたが、それは関税維持の容認ではないと反論。米国は関税撤廃の原則論に立ち、関税をゼロにするまでの猶予期間を長くすることが、センシティブティへの配慮だと主張した。日本の農産物に 20 年の猶予期間を認めるとの米国の提案に対して、安倍政権は「聖域を守る」との国会決議を無視できなかった。

日本には、日豪 FTA 交渉で牛肉の関税削減を認めれば、米国産牛肉が日本市場で不利になるため、米国の姿勢が軟化するのではないかとの期待もあった。しかし、TPP 交渉で米国が十分な成果を得なければ、米議会で TPA 法案は通らない。オバマ政権としては、日本の農産物に対して大幅な譲歩は難しかった。

今年 4 月の日米首脳会談が大きなヤマ場とされたが、TPP をめぐる日米協議が実質合意に達したかどうかはヤブの中である。共同声明には「前進する道筋を特定した」と記すにとどまり、「大筋合意」の文言は盛り込まれなかった。

しかし、読売新聞(4月25日夕刊)だけは、焦点の農産物 5 項目の取り扱いについて実質的に基本合意に達したとしている。詳細は不明だが、①コメ、麦、砂糖は現行の関税を残すが、コメと麦については米国向けの無税輸入枠を拡大する、②牛肉・豚肉と乳製品は 10 年以上かけて関税を大幅に引き下げるが、その代わりに輸入急増の際に発動する緊急輸入制限措置(セーフガード)を導入する方向だ。

牛肉の関税では、現行の 38.5% から「9%以上」の水準に引き下げることにより日米が歩み寄った。豚肉については、安い豚肉ほど高い関税をかける「差額関税制度」は維持する一方、米国の主張に応じて関税率を大幅に下げる見込みである。関税率、猶予期間、セーフガードの発動条件、無税輸入枠の 4 つの変数を組み合わせた「方程式」を日米で共有、妥協点を探っている。

他方、米国は自動車関税の早期撤廃に消極的で、事前協議で農産物も含めた「全品目のうち最も長い期間で撤廃する」ことすでに決着済みとしている。逆に、並行協議の枠組みで、米国は一定台数の米国車を日本にそのまま輸出できるように日本の安全・環境基準の緩和を求めてきたため、日本は強く反発、着地点は見えていない。

フロマン USTR 代表は 5 月初めの上院財政委員会の公聴会で、TPP の日米協議について「重要な一線を越えた」と進展を強調した。だが、甘利 TPP 担当相によれば、日米協議はまだ 8 合目あたりで、協議の成果も「進展以上、合意未滿」との表現に

とどめている。

### (3) TPP 年内合意への道筋は付けられるのか

21 世紀型の新たな貿易ルールづくりを先導する立場の日米が、20 世紀型の関税撤廃といった次元で対立した。日米共同声明では、日米協議の成果を TPP 交渉全体における「キー・マイルストーン(重要な一里塚)」だと位置づけているが、TPP 交渉の先行きは不透明である。新興国は、日米協議の着地点を見極めてからカードを切る考えだ。したがって、日米は積み残した課題についての調整を急ぐ必要がある。

5 月の首席交渉官会合(ベトナム)で各国の懸案事項は解決されなかった。大筋合意の道筋が見えてくるのか。APEC 貿易相会合(中国・青島)に合わせて TPP 閣僚会合(シンガポール)も開催されたが、競争政策や知的財産権などルールの交渉で米国と新興国との溝は依然として埋まっておらず、落としどころは見えていない。今夏の大筋合意を目指すとしているが、このタイミングを逃すと、11 月の米中間選挙の影響で実質的

な協議は難しくなる。TPP 交渉が再び本格化できるのは早くても中間選挙後になるため、交渉妥結は 2015

年以降にずれ込む。TPP 交渉を漂流させてはならない。

第 2 表 TPP 交渉に関する主な日程

年 月	事 項
2010 年 3 月	・ TPP 交渉開始
2013 年 3 月	・ 安倍首相が TPP 交渉参加を表明
4 月	・ 事前協議が終了、米政府が議会で日本の交渉参加を通告
7 月	・ TPP 交渉会合（マレーシア）、日本交渉入りで 12 カ国
8 月	・ TPP 交渉会合（ブルネイ）、日米並行協議を開始
10 月	・ APEC 首脳会議（バリ）、TPP 首脳会議で大筋合意ならず
12 月	・ TPP 閣僚会合（シンガポール）、年末妥結は断念
2014 年 2 月	・ TPP 閣僚会合（シンガポール）、大筋合意は再度先送り
4 月	・ 日米首脳会談（東京）で実質合意ならず
5 月	・ TPP 首席交渉官会合（ベトナム）、APEC 貿易相会合（青島）、TPP 閣僚会合（シンガポール）
11 月	・ 米議会中間選挙、APEC 首脳会議（北京）

（資料）筆者作成。

注

- (1) Baldwin (2011)。
- (2) 馬田 (2014)。
- (3) 馬田 (2011)。
- (4) 2010年9月に同連合が発表した「TPP協定の基本15原則」を見ると、米産業界の狙いがわかる。U.S. Business Coalition for TPP, “Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement Principles,” September 30, 2010.
- (5) TPP交渉の争点をまとめた最新の文献は、中川(2014)、石川(2013)。
- (6) 馬田(2013)。
- (7) アベノミクスの内容は、経済財政諮問会議(2013)を参照。
- (8) 本間(2013)。
- (9) 馬田(2012)。

参考文献

- 石川幸一(2013)「TPP交渉の論点と米国などの姿勢」『季刊国際貿易と投資』No.92。
- 馬田啓一(2011)「米国のTPP戦略と日本の対応」『季刊国際貿易と投資』No.85。
- 馬田啓一(2012)「TPPと東アジア経済統合：米中の角逐と日本の役割」『季刊国際貿易と投資』No.87。
- 馬田啓一(2013)「オバマの通商戦略に死角はないか：WTOとメガFTAの対応」『季

刊国際貿易と投資』No.94。

馬田啓一(2014)「メガFTA時代のWTO：主役か脇役か」『季刊国際貿易と投資』No.95。

木村福成(2012)「TPPと21世紀型地域主義」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本のTPP戦略：課題と展望』文眞堂。

経済財政諮問会議(2013)「経済財政運営と改革の基本指針—脱デフレ・経済再生—」(13年6月14日、閣議決定)。

中川淳司(2014)「TPP交渉の行方と課題」1~4号『貿易と関税』第62巻第1号~第4号。

本間正義(2013)「TPP参加と日本の農業再生」石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純編著『TPPと日本の決断』文眞堂。

Baldwin, R. (2011), “21st Century Regionalism: Filling the Gap between 21st Century Trade and the 20th Century Rules,” Centre for Economic Policy Research, Policy Insight, No.56.

Petri, A.P., M. Plummer and F. Zhai (2012), The Trans-Pacific Partnership and Asia-Pacific Integration: A Quantitative Assessment, Peterson Institute for International Economics, Washington D.C.